

令和7年度 第1回 茨木市地域福祉推進分科会

◇ 日 時 令和7年7月30日(水曜日)
午後2時から

◇ 場 所 茨木市合同庁舎4階第1会議室

《次 第》

- 1 開 会
- 2 議 題

地域福祉計画（第4次）・社会福祉協議会
地域福祉活動計画（第3次）の取組み状況等について 資料1

- 3 そ の 他
 - 4 閉 会
-

茨 木 市

地域福祉計画（第4次）・

社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3次）の取組状況等について

基本目標1 お互いにつながり支え合える

市民や団体、事業者等のあらゆる機関が、持続可能な地域づくりや地域課題の解決について当事者意識を持ち行動する「主役」となれるように取組や連携を推進します。

施策（1）見守り体制・つなぎ機能の強化

総合保健福祉計画で掲げる包括的な相談支援体制に基づき、各小学校区における発見・相談・見守り体制の強化とネットワークの整備を進めます。

◆コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談支援の実施

〔相談支援延件数〕

	件数
令和4年度（CSW:14人）	30,392件
令和5年度（CSW:14人）	23,237件
令和6年度（CSW:14人）	26,232件

◆健康福祉セーフティネットの推進

〔健康福祉セーフティネット会議の開催状況〕

	小学校区数	回数
令和4年度	32校区	203回
令和5年度	32校区	203回
令和6年度	32校区	212回

◆健康福祉セーフティネットへの参画・推進【社会福祉協議会】

地区担当職員が随時健康福祉セーフティネット会議へ出席し、情報の共有やネットワーク構築に努めています。

施策（2）地域福祉活動の推進

地域住民が地域課題に気づき、共感することができるような地域づくりを推進します。年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、お互いにつながり支え合えるように、多様な主体による活動や協働が進む環境整備に努めます。

◆社会福祉法人の地域貢献への指導・助言

社会福祉法人が、社会福祉充実計画を策定し地域公益事業を実施する場合に意見聴取を行う場として、地域協議会を地域福祉推進分科会に設置しております。

→該当する法人がなかったため、開催実績はありません。

◆福祉事業推進基金について

〔積立状況〕

(単位:円)

	寄附金	一般財源	積立額	取崩し額	年度末残高
令和4年度	1,260,498	9,502	1,270,000	22,996,000	990,484,000
令和5年度	2,232,249	7,751	2,240,000	22,134,000	970,590,000
令和6年度	1,390,454	9,546	1,400,000	20,130,000	951,860,000

〔充当状況〕

(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
私立保育所等建設補助事業	-	-	-
地区保健福祉センター開設事業	2,528,000	1,200,000	-
障害者社会参加促進事業	650,000	993,000	385,000
防犯関係事業(地域の見守り・防犯カメラ)	19,818,000	19,941,000	19,745,000

◆地区福祉委員会活動の推進【社会福祉協議会】

茨木市域を中央・北・東・西・南の5圏域に分けて地区担当職員を配置し、CSWや障害相談支援センター、地域包括支援センターなど福祉の専門職と連携を取りやすいようにすることで、個別支援と地域支援を一体的に展開できるよう、地域生活支援のため住民ならびに専門職との対話を大切にしながら、住民と一緒に地域を支える“地域の力”を育むことに注力しました。

〔地区福祉委員会設置数及び福祉委員数〕

令和4年度	令和5年度	令和6年度
33か所	33か所	33か所
1,540人	1,527人	1,470人

計画策定が目的とならないよう、まずは地区福祉委員会活動の目的や現状について振り返ることの大切さを地区担当職員から地区福祉委員会へ投げかけ、一緒に協議を重ねることができるよう計画策定に向けた基盤をつくりました。

活動理念の浸透、活動を創る仕組みづくりに繋がる計画となるよう協議を重ね、33地区福祉委員会の行動計画策定をめざします。

〔地区行動計画を策定している地区数〕

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地区行動計画策定地区数	11地区	11地区	11地区

〔IBARAKIコミュニティ・カーシェアリング事業〕

現存する制度や地域活動だけでは対応しきれないニーズに対し、社会福祉協議会の地域活動支援として求められるものは何かを推考しながら、地区福祉委員会と事業内容の検討を重ねました。

地区福祉委員会は車という手段を用いて、地域住民同士が思いを共有し、話し合いを重ねながら自らの力で課題を解決していくことを目的に、出前サロンの開催や、買物支援、通院支援等を地区の特性に応じて活動しています。

→「大阪府福祉基金地域福祉振興助成金地域福祉推進助成」の事業評価として最高評価をいただき、本事業の重要性が認められました。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施地区福祉委員会数	7地区	5地区	5地区

施策(3) 民生委員・児童委員活動の推進

市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動について、市民への周知・啓発を行うとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備を進めることにより、民生委員・児童委員活動の推進に努めます。

〔民生委員・児童委員委嘱状況〕

令和7年3月31日時点

	令和6年度
民生委員・児童委員委嘱数	333人
民生委員・児童委員定数	382人
充足率	87%
主任児童委員委嘱数	31人
主任児童委員定数	32人
充足率	97%

◆民生委員・児童委員活動の市民への普及・啓発

〔民生委員・児童委員、主任児童委員啓発活動〕

	実施内容
令和4年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず
令和5年度	「いばらき×立命館DAY2023」で、チラシ、ウェットティッシュを配布、PR動画を放映
令和6年度	「いばらき×立命館DAY2024」で、チラシ、ウェットティッシュを配布、PR動画を放映

◆民生委員・児童委員と連携した地域福祉の推進【社会福祉協議会】

地区福祉委員会が積極的に取り組んでいる地域の集いの場などへの参加や協力を得ること、顔の見える関係をつくり、情報共有をしながら地域の支え合い体制を推進しています。

施策(4) 更生保護の推進(茨木市再犯防止推進計画)

過去に罪を犯した人たちの地域社会での立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることのない環境づくりを推進します。

◆茨木市更生保護サポートセンターの設置・運営支援

[来所者数(月平均)]

	人数
令和4年度	130人
令和5年度	193人
令和6年度	186人

◆「社会を明るくする運動」の推進

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることができるように、「社会を明るくする運動」において啓発のための行事や周知活動等を実施します。

[「社会を明るくする運動」街頭啓発活動]

	実施内容
令和4年度	街頭啓発活動に替わり、市内の鉄道駅構内及び市内を走る路線バス車内にポスターを掲出
令和5年度	市内の鉄道駅構内及び市内を走る路線バス車内にポスターを掲出
令和6年度	市内の鉄道駅構内及び市内を走る路線バス車内にポスターを掲出

[「社会を明るくする運動」市民大会]

	実施内容
令和4年度	講演「笑いと人生」・落語 出演者:桂 吉弥氏 開催日等:7月16日、クリエイトセンター 来場者数:198人
令和5年度	講演「矯正院から少年院へ～100年のあゆみ～」 講師:浪速少年院 院長 倉繁 英樹氏 開催日等:7月15日、クリエイトセンター 来場者数:130人
令和6年度	ホールイベント・ブース出展 ホールイベント:茨木市立平田中学校吹奏楽部の演奏、活動紹介 等 ブース出展:バルーンアート配布、うちわ作り体験 等 開催日等:7月20日、文化・子育て複合施設おにクル 来場者数:650人

◆「社会を明るくする運動」への協力【社会福祉協議会】

地域で安全・安心して暮らすために、地区福祉委員会と共に犯罪や非行を防止し、更生をめざす人を支援する地域づくりに協力しています。

基本目標2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組を進めるとともに、自立した日常生活を送るための専門的な支援が提供できる体制を整備します。

施策(1) 生活困窮者の自立に向けた支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事が見つからない、将来に不安があるなど、困難を有する生活困窮者が制度の狭間に陥らないように、様々な機関と連携した支援体制の充実を推進します。

◆生活困窮者の早期発見・早期支援

[くらしサポートセンター「あすてっぷ茨木」での新規相談件数]

令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,114件	888件	762件

[相談者の主訴(複数回答可)の主な相談項目と新規相談件数に占める割合]

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
収入・生活費のこと	435件	39%	417件	47%	399件	52.4%
病気や健康、障害のこと	220件	19.7%	234件	26.4%	210件	27.6%
仕事探し、就職について	164件	14.7%	159件	17.9%	130件	17.1%
家賃やローン支払い	141件	12.6%	126件	14.2%	120件	15.7%
住居確保給付金や資金貸付のこと	127件	11.4%	90件	10.1%	60件	7.9%

◆就労支援対象者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
80件	59件	36件

◆プラン作成件数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
80件	135件	93件

◆こどもの学習・生活支援事業の推進

[学習・生活支援事業の実績]

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北ブロック	25人	18人	32人
東ブロック	21人	20人	13人
西ブロック	11人	15人	15人
中央ブロック	7人	8人	13人
南ブロック	9人	19人	18人

◆生活困窮者自立支援との連携【社会福祉協議会】

〔生活福祉資金貸付事業〕

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	相談 件数	貸付 件数	貸付総額 (円)	相談 件数	貸付 件数	貸付総額 (円)	相談 件数	貸付 件数	貸付総額 (円)
福祉資金	129	32	12,395,000	142	24	14,565,000	147	25	12,669,000
総合支援資金 臨時特例 つなぎ資金	46	1	300,000	63	1	450,000	56	1	150,000
総合支援資金 【生活支援費】 (ｺﾏ特例)*	1,527	239	128,850,000	—	—	—	—	—	—
不動産担保型 生活資金	8	1	4,956,000	5	1	4,932,000	7	0	0
緊急小口資金	82	13	1,188,000	151	19	1,809,000	159	7	636,000
緊急小口資金 (ｺﾏ特例)*	1,228	208	40,900,000	—	—	—	—	—	—
合計	3,020	494	188,589,000	361	45	21,756,000	369	33	13,455,000

*新型コロナウイルス感染症特例貸付は、令和2年3月から令和4年9月まで実施

*貸付決定件数は、令和5年3月31日までに大阪府社協から決定通知があった件数を記載

〔善意銀行事業〕

物品預託された家電（テレビ、扇風機、洗濯機、冷蔵庫、炊飯器など）や食料品（乾物、缶詰、レトルト食品など）を生活に困窮する世帯や施設、事業所等への支援、或いはボランティア活動の啓発事業等に活用しています。

〔新型コロナウイルス特例貸付フォローアップ支援事業〕

令和5年1月より、償還が始まることに伴う償還困難との相談に対する、手続きの支援や状況把握、支援機関の紹介等フォローアップ支援を行っています。

令和6年度は、大阪府社会福祉協議会より未償還の借受人に対して、償還免除申請の案内を送付し、問い合わせ対応に努めました。

また、3月から未応答者へのフォローアップを強化するため、地区保健福祉センターの専門職と協力し、アウトリーチによる個別訪問支援の取組を開始しています。

	相談対応	猶予期間中の支援	自立支援機関との連携
償還猶予等の案内	275件	478件	11件
借受人へのフォローアップ	733件	—	—
未応答者への フォローアップ支援	1,500件	—	—

基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる

一人ひとりの状況に応じて、身近な地域で憩える、参加できる、活躍できる機会の創出に取り組めます。

施策(1) 地域で活躍できる人材の育成

地域住民が、それぞれの個性や能力に応じた役割を担い、地域で活躍できる環境づくりを推進します。

◆地域福祉活動の担い手づくり【社会福祉協議会】

[ボランティア体験プログラム(8～3月)]

内容:主に夏期休暇期間、1日～数日の気軽なボランティア体験プログラム

協力施設・団体数:延15プログラム

体験者数:延23人

体験先内訳:障害者関係6人、こども関係6人、地域3人、その他8人

[ボランティア講座]

養成講座メニュー数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	13	15	13

[講座内容(令和6年度実績)]

月日	講座名	参加者
7.17	初めてのボランティア	8人
8.6	夏休みボランティア教室(絵手紙講座)	4人
8.6	夏休みボランティア教室(折り紙講座)	11人
8.7	夏休みボランティア教室(マジック講座)	5人
8.8	夏休みボランティア教室(手作りおもちゃ体験)	9人
8.9	夏休みボランティア教室(フラダンス体験)	3人
8.21	車いすであそぼう	12人
8.22	こどもクッキング教室～防災食を作ってみよう～	7人
9.28	楽しく&楽しもう体操ボランティア養成講座	3人
10.17	ちょっとやってみませんか? ボランティア入門講座～できるときにできることを～	7人
10.31	ちょっとやってみませんか? ボランティア入門講座～できるときにできることを～	7人
11.11	視覚障がい者サポートボランティア養成講座	9人
11.27	精神保健ボランティア入門講座	12人

〔他団体・機関での講座・研修会等への講師派遣協力（令和6年度実績）〕

月 日	対 象	内 容	参加者
4.18	茨木高等学校 ボランティア部	ボランティアの説明および活動紹介	5人
5.23	就労支援センター オンワーク利用者	ボランティアについて、車椅子体験	13人
1.31	シニアカレッジ インターンシップ受講生	ボランティアとは ボランティア活動の紹介	1人
2.9	きらめきフェスタ2024 ボランティアスタッフ	基本的なボランティアについての考え方	5人
2.27	西河原多世代交流センター 登録ボランティア	ボランティアとは	25人
2.27	就労支援センター オンワーク利用者	ボラのかふえにて、お茶を出す等、ボランティア体験	10人
3.24	就労支援センター オンワーク利用者	老人クラブのサロンでのボランティア活動、参加者との交流を通して社会活動を体験	12人

◆ボランティア活動の周知啓発【社会福祉協議会】

月 日	啓発方法	内 容	周知者数
4.27	みんな集まれ!! ボランティアinいばらき	ボランティア福祉団体の啓発 ボランティア同士の交流	参加者 1,200人
1.9~ 1.11	いばらき孫・子・老フェスタ	茨木市社会福祉協議会及び“認知症マフ”の啓発	—
年3回	茨木市社協だより	「ボラセン通信」にて活動報告や講座の案内等を発信	各回 約14万部 (市内戸 別配布)

◆福祉教育の充実【社会福祉協議会】

中学校1校、小学校8校で延12回実施

施策(2) 地域の交流・活動拠点づくりの推進

地域での活動を支援していくためには、活動のための拠点の充実が必要です。地域住民の身近なところで地域福祉活動が展開され、分野を越えた様々な支援が提供されるように地域の実情に応じた交流の場・活動拠点づくりを推進します。

◆ぷらっとホーム事業の推進【社会福祉協議会】

ぷらっとホーム事業に取り組みたい地区には協議への働きかけを行いました。

担い手、場所、財源の確保などが課題ですが、現在実施している地区を参考にしながら取組が進むよう、引き続き支援を行います。

	実施地区数	延実施回数	延参加者数	延ボランティア数
令和4年度	10地区	757回	33,082人	3,514人
令和5年度	11地区	1,002回	13,690人	6,813人
令和6年度	11地区	1,055回	14,586人	5,470人

◆地域拠点活動の推進【社会福祉協議会】

ボランティアの自発性や先駆性を活かし、地域の身近な活動拠点において、地域活動の担い手の発掘も実施しています。

施策(3) 生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

生活困窮者に対する個別の支援を通じ、地域の社会資源を有効に活用するとともに、地域住民の理解と協力のもと、地域の実情や特長をいかしながら、生活困窮者が支えられるだけでなく、活躍できる場を創出するなど、より良い地域づくりの推進に努めます。

◆スマイルオフィス雇用の推進

〔受入人数および就労実績〕

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受入人数	9人	10人	10人
就労実績	2人	4人	7人

◆生活困窮者を支援する体制づくり【社会福祉協議会】

地区福祉委員会が各種事業等を実施する中で生活困窮者を見守り、支援するための仕組みづくりに努めています。

基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

お互いを理解し、尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期に発見し、適切な支援につなげます。

施策(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり(茨木市成年後見制度利用促進計画)

国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年(2022年)3月25日閣議決定)の方針、主な施策等を踏まえ、認知症や障害により判断能力が十分ではない状態であっても、日常生活上、不利益を受けることなく、その人らしい生活を送ることができるよう、権利擁護支援の必要な人の発見、支援、早期の段階からの相談体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築を推進します。

◆権利擁護支援の体制強化【社会福祉協議会】

令和6年7月より「権利擁護相談センターいばらき」を開設し、関係機関への啓発および相談対応を行いました。また、関係機関職員や市民に向けた研修・講座を実施し、権利擁護についての理解の底上げを図りました。

〔相談、問合せ件数〕

	問合せのみ	助言	アセスメント	計
令和6年度	13件	25件	1件	39件

〔相談、問合せ内容別件数〕(重複があります)

	センターに関すること	権利擁護全般	後見制度	日常生活自立支援	住まい	計
令和6年度	7件	14件	17件	3件	1件	42件

〔研修会〕

月 日	内 容	出席者
6.5	職員向け研修 「茨木市社協 どうする?□□□する!」	26人
6.21	職員向け研修 「センター開設前に必要な知識や技能等について」	25人
7.12	職員向け研修 「成年後見制度と日常生活自立支援事業について アセスメントシートを活用して考える」	20人
8.24	市民向け研修 「成年後見制度と日常生活自立支援事業」	27人
3.21	職員向け研修 「意思決定支援について」	25人
3.27	市民後見人バンク登録者研修 「日常生活自立支援事業について」	8人

〔相談機関の後方支援〕

月 日	内 容
10.30	意見交換会 地域包括支援センター、障害者相談支援センター
12.11	事業説明及びケースアドバイス 地域ケア会議（北圏域：豊川・郡山・彩都西）

施策（２） 成年後見制度利用の促進（茨木市成年後見制度利用促進計画）

日常生活における判断能力が低下し、権利擁護支援が必要となった際に、日常生活自立支援事業による支援、成年後見制度の申立や移行支援、また経済的に制度利用ができない場合の費用助成など、支援が必要な人の状態に適した制度利用の促進を図ります。

◆成年後見審判（法定後見）市長申立による権利擁護

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
令和4年度	4件	0件	1件	0件	5件
令和5年度	4件	1件	1件	1件	7件
令和6年度	5件	1件	1件	2件	9件

◆日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】

〔相談、問合せ件数〕

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	計
令和4年度	84件	70件	112件	5件	271件
令和5年度	110件	30件	116件	3件	259件
令和6年度	82件	75件	90件	7件	254件

〔契約件数（各年度末）〕

	認知症高齢者 （再掲：生保受給者）	知的障害者 （再掲：生保受給者）	精神障害者 （再掲：生保受給者）	計
令和4年度	27件 （17件）	31件 （11件）	35件 （25件）	93件 （53件）
令和5年度	24件 （16件）	29件 （11件）	38件 （28件）	91件 （55件）
令和6年度	18件 （10件）	32件 （9件）	37件 （26件）	87件 （45件）

〔令和6年度末待機者数〕

17人

施策(3) 担い手の育成・活動の推進(茨木市成年後見制度利用促進計画)

認知症高齢者の増加など、今後ますます成年後見制度の利用を必要とする人が増えることが見込まれます。これまでの制度の主な担い手であった親族や専門職後見人に加え、幅広く地域住民の参画が可能になるように、市民後見人の養成に努めます。

◆市民後見人の養成・活用

[市民後見人養成講座受講者・バンク登録者の状況]

	オリエンテーション参加者	基礎講習受講者	実務講習修了者	バンク登録者			年度末時点登録者
				新規	移管	退会	
令和4年度	4人	4人	4人	4人	1人	1人	8人
令和5年度	8人	4人	3人	3人	▲1人	-	11人
令和6年度	2人	1人	1人	1人	0人	▲1人	14人

*令和6年度退会者については年度末までの登録のため、次年度の登録者数に反映

[市民後見人の活動状況]

	受任	辞任	活動中
令和4年度	0件	0件	0件
令和5年度	0件	0件	0件
令和6年度	0件	0件	0件

◆市民後見人バンク登録者との連携【社会福祉協議会】

市民後見人養成講座への協力やバンク登録者のフォローアップとして開催される地域別研修等に参加するなど、養成に関わる関係機関や市の担当課、また、市民後見人との顔の見える関係づくりに努めています。

基本目標5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる

情報が必要な人に届き、いかされる体制整備や、災害時等の緊急時に市と関係機関が適正に情報を共有・活用して、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

施策(1) 情報提供の充実

市が実施する事業等について、必要な情報が届くように、多様な手段を用いて情報提供の充実を図ります。

◆広報の充実【社会福祉協議会】

社協だよりを市内に全戸配布するとともに、社協ホームページでも情報発信することで必要な情報が必要な人のもとへ届く機会を設けています。

「社協だより」の発行部数

	発行部数	体裁
第214号 (4.1発行)	139,300部	A4版 8ページ
第215号 (8.1発行)	140,100部	A4版 8ページ
第216号 (12.1発行)	140,300部	A4版 8ページ
特別号 (2.1発行)	140,400部	A3版 2ページ

施策(2) 災害時における避難行動要支援者等に対する支援体制の充実

地域で支え合い、助け合う関係を築く中で、要配慮者を把握し見守り、災害時等の緊急時に安否確認や支援を行うことができる仕組みを整備します。

◆ネットワークを通じた要配慮者の把握

災害時避難行動要支援者名簿掲載人数(各年度1月1日時点)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
掲載人数	7,676人	6,194人	6,117人

◆個別避難計画作成の推進

個別避難計画作成希望者数:1712人(令和6年12月末時点)

個別避難計画作成者数(各年度末時点)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画作成者数	-	4人	279人

*作成後に避難行動要支援者名簿掲載対象から外れた方を含む

◆災害ボランティアセンターの周知啓発【社会福祉協議会】

〔災害ボランティア講座〕

月 日	内 容	出席者
7.21	○基調講演 ・能登半島地震でのボランティア活動 ・『プロボノ(※)』活動とは ※特別な技術を要するボランティア ○災害ボランティアセンターの紹介 ・災害ボランティアセンター活動記録視聴 ・自分にできるボランティアを見つける ・災害ボランティアの活動、登録について	31人
3.27	○出前講座 ・水害・土砂災害ハザードマップの見方について ○災害ボランティアセンターの機能と役割について ・災害ボランティアセンター活動記録視聴 ・ボランティアさんからの声 ・設置訓練の様子について	10人

施策(3) 地域防犯活動の充実

地域の見守り活動や関係機関等との連携を通じて、防犯意識の普及、犯罪や非行が起こらない地域づくりの推進に努めます。

◆犯罪や非行が起こらない地域づくり【社会福祉協議会】

地区福祉委員会による地域の見守り活動を通じて、子どもを犯罪や非行から守り、また、世代間交流事業やサロン活動、小学校等での福祉教育において地域での顔の見える関係を築くように努めています。

基本目標6 持続可能な社会保障を推進する

社会保障（社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療、公衆衛生）について、持続可能性に配慮し、公正・適正・円滑な運用を推進します。

施策(1) 生活保護制度の適正実施

生活保護が必要な状況にある要保護者に対して、生活保護制度を適切に実施します。被保護世帯に対して個別に支援を行うとともに、必要に応じて専門職による健康管理支援や就労支援などを行うことで、生活の安定や自立促進を図ります。

◆生活保護の状況

[生活保護の窓口相談件数(各年度末時点)]

	保護世帯数		保護人員		保護率 (%)
	世帯数	増減	人員	増減	
令和4年度	2,717	▲3	3,362	5	11.79
令和5年度	2,741	24	3,363	1	11.77
令和6年度	2,776	35	3,370	7	11.79

	窓口相談件数	窓口相談実人数	窓口申請受理数	受理率(%)
令和4年度	1,360	790	460	58.23
令和5年度	1,589	905	514	56.80
令和6年度	1,601	899	537	59.73

[保護世帯の内訳(各年度末)]

世帯類型別

	総世帯数		高齢者世帯		母子世帯	
			世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
令和4年度	2,717		1,526	56.16	103	3.79
令和5年度	2,741		1,496	54.58	116	4.23
令和6年度	2,776		1,534	55.26	113	4.07
	障害者世帯		傷病者世帯		その他世帯	
	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
令和4年度	419	15.42	345	12.70	324	11.93
令和5年度	439	16.02	357	13.02	333	12.15
令和6年度	452	16.28	351	12.65	326	11.74

世帯人員別

	総世帯数		単身世帯		2人世帯	
			世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
令和4年度	2,717		2,244	82.59	371	13.66
令和5年度	2,741		2,285	83.36	348	12.70
令和6年度	2,776		2,345	84.47	322	11.60
	3人世帯		4人世帯		5人以上世帯	
	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
令和4年度	68	2.50	22	0.81	12	0.44
令和5年度	73	2.66	24	0.88	11	0.40
令和6年度	71	2.56	28	1.01	10	0.36

◆生活保護制度との連携【社会福祉協議会】

生活の安定と自立した生活への支援に向けて生活保護担当課との連携に努めています。

施策(2) 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

◆社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

[実地指導]

	障害福祉サービス事業所	介護保険サービス事業所
令和4年度	125事業所	117事業所
令和5年度	110事業所	128事業所
令和6年度	115事業所	142事業所

[集団指導]

	障害福祉	居宅等	地域密着
令和4年度	354事業所	395事業所	128事業所
令和5年度	348事業所	389事業所	127事業所
令和6年度	340事業所	409事業所	132事業所

令和6年度地域福祉計画・地域福祉活動計画の取組状況等にかかる事前質問

委員名	頁	項目	質問内容	回答	担当課
玉置委員	2ページ	地区福祉委員会設置数及び福祉委員数	地区福祉委員数が年度ごとに減少しています。その原因としては何が考えられますか。	各地区福祉委員会を構成するメンバーに違いはありますが、どこの福祉委員会も地区内の各種活動団体等からの選出で構成されており、中でも各自治会から福祉委員が選出されている事が多いため、その自治会数及び加入率が低下してきているので、その影響もあるのではないかと考えています。	社会福祉協議会
	3ページ	民生委員・児童委員委嘱状況	民生委員・児童委員、主任児童委員ともに充足率が満たされていません。その原因としては何が考えられますか。	人口減少による労働力不足等により、定年を過ぎても働き続けることが一般的になったことが、なりて不足の一因ではないかと考えられます。	地域福祉課
	10ページ	ぷらっとホーム事業の推進	年度ごとに、実施地区数、延実施回数、延ボランティア数は増加していますが、延参加者数が減少しています。令和6年度は令和4年度に比べると半数以下です。その原因としては何が考えられますか。	資料に記載した数字に間違いがありました。正しくは令和4年度の延べ参加者数は12,200人ですので、ぷらっとホーム事業の延実施回数、延参加者数は増加傾向にあります。 状況と致しましては、ぷらっとホームに来ている方の声はもちろん、日々の活動を通じて感じたことや考えたことなどを福祉委員会内で話し合いながら、ぷらっとホームを活用して作品展示をしたり、子ども達が勉強できる時間を設けたりと、様々な創意工夫をした取り組みを行っています。	社会福祉協議会
塩見委員	6ページ	生活困窮者の早期発見・早期支援	くらしサポートセンター「あすてっぴ茨木」での新規相談件数について、令和4年度～6年度における相談件数について、年々減少傾向にあります。何か特別な理由はあるのでしょうか。	令和4年度から令和6年度における新規相談件数の減少については、令和2年度からのコロナ流行以前の新規相談件数が年間400～500件程度であったことを踏まえると、コロナに伴う相談が一定程度落ち着いてきたことが一つの理由として考えられます。	福祉総合相談課
	10ページ	ぷらっとホーム事業の推進	昨年までは、「年度」と「実施地区名」のみの表示でしたが、今年度は、「延実施回数」、「延参加者数」、「延ボランティア数」が表示されています。これは、当該年度の実施地区数（11地区）だけの数値でしょうか。すこし数字が多いように感じました。	資料に記載した数字に間違いがありました。正しくは令和4年度の延参加者数は12,200人です。各年度ともぷらっとホーム事業を実施する11地区の延参加者数の合計になります。 単純に実施か所数で延利用者数を割ると、1か所の年間利用は、令和4年度1,220人、令和5年度1,244人、令和6年度1,326人となり増加傾向にあります。	社会福祉協議会

令和6年度地域福祉計画・地域福祉活動計画の取組状況等にかかる事前質問

委員名	頁	項目	質問内容	回答	担当課
塩見委員	11ページ	権利擁護支援体制の強化	令和6年7月より開設された「権利擁護相談センターいばらき」と、総合保健福祉計画の第2編分野別計画に記載されている「中核機関の整備」との関連について、どういう位置づけになるのでしょうか。 また、「権利擁護相談センターいばらき」は、最終的には、どのような機能をもたせていくのでしょうか。	(市) 権利擁護相談センターいばらきは、権利擁護支援に関する制度の利用に向けた支援等を行うために、社会福祉協議会が行っている事業です。 市町村が行うこととされる中核機関整備のための設置ということではありませんが、中核機関の設置形態や運営方法については当該センターとの連携が不可欠であると認識しています。 中核機関の設置について、当該センター等関係機関と協議を重ね、段階的に整備を進めてまいります。 (社協) 現在、当センターの主たる事業に①権利擁護に関する相談受付・対応、②広報誌等による周知啓発、③関係機関との研修会の実施があります。今後、市が進める「中核機関」が備える機能や事業規模等を市に確認しながら、当センターの役割や事業のあり方などを検討してまいります。	地域福祉課 社会福祉協議会
山根委員	10ページ	ぷらっとホーム事業の推進	1. ぷらっとホーム事業にはシェアハウスを含む居住支援を行っている施設はあるのか。 2. 本事業において対象年齢や属性は設定されているのか。 3. 課題点において、場所・財源の確保とある。 (ア)場所の確保について、周辺住民や大家の理解が欠かせずそのあたりで難航しているのか。 (イ)財源の確保について、担い手に家賃や人件費等を含めて補助を行っているのか。その場合の割合はどの程度か。	1. ぷらっとホーム事業は地域住民で組織された地区福祉委員会が主体となり、地域の誰もが「ぷらっと」立ち寄れる家庭的な温かい居場所づくりを目指し設置を進めています。各地区にある空き家の主や賃貸物件を契約し、それぞれの福祉委員会の特色を活かしながらイベントや講座、お茶会、サロンといった多様なメニューで実施され、引きこもりや孤立防止、或いは地域でのつながりの強化など地域福祉の向上を図ることを目的にしていることから居住支援までは考えていません。 2. 対象年齢や属性の設定はありません。 3. (ア) 事業実施で一番の問題は、地区で開設を希望する場所に手ごろな家賃で借りられる空物件がなく、少し範囲を広げて探されていますがなかなか確保は難しい状況にあります。また、運営に関わるボランティア等の担い手確保も課題と聞いています。 3. (イ) 事業補助として、現在、地区福祉委員会へ開設時の初期費用120万円、月々の運営費は5万円の補助となっています。不足の経費については、それぞれの地区福祉委員会が実施される小地域ネットワーク活動事業費や賛助会費を財源として活用される地区もあります。 なお、委員のご意見を参考に居住支援法人のネットワークや市民活動センターや様々な組織、団体企業等とも協力しながら、新たなぷらっとホームの運営方法については今後も検討していきたいと考えます。	社会福祉協議会

令和6年度地域福祉計画・地域福祉活動計画の取組状況等にかかる事前質問

委員名	頁	項目	質問内容	回答	担当課
山根委員	16ページ	1生活保護制度の適正実施	各自治体において警察官OBを暴力団対策で採用することは珍しいことではないと伺っている。 1.生活福祉課においても積極的に警察官OBを採用する指針はあるか。 2.採用している場合、どのような役割として配置を行っているか。	警察官OBについては、暴力団対策や生活保護の適正実施の観点から、面接相談やケースワーカーの訪問調査活動の補助のため配置しております。	生活福祉課
	14ページ	ネットワークを通じた要配慮者の把握	1.「ネットワークを通じた要配慮者の把握」とありますがネットワークとは具体的に何をさすのでしょうか。 例：民生委員、消防、医療機関等 2.本市における要支援者の範囲を教えてください。	1.民生委員・児童委員等の避難支援等関係者となっています。 2.・要介護認定3～5の者 ・身体障害者手帳1級・2級所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ・療育手帳A所持者 ・同居者のみでは避難が困難な者のうち、市長が支援の必要を認めた者	地域福祉課
	-	いばらきチャレンジ補助金について ※資料に記載なし	福祉部のいばらきチャレンジ補助金の活用状況について (ア)本補助金の存在を知っているか。 (イ)採択の有無に関わらず市民と協議をしたことはあるか。あれば何件程度か。 (ウ)協議をしたことがない場合、理由はなにか。例：市民からの協議の申し込みがなかった。 (エ)現在連携が困難である場合、どのような点が障壁となっているのか。 例：課として連携できる受け入れ態勢がない。共創推進課との連携ができていない。	(ア)承知しています。 (イ)福祉部では2件あります。 (ウ)協議したことがあります。 (エ)連携可能な事業であるかについて、これまでの活動実績等を踏まえ検討する場合があります。また、団体から申請された事業の目的と、各課の施策の方向性が合わない場合には、連携できない場合があります。	地域福祉課
	-	性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書について ※資料に記載なし	1.本意見書（別添参照）は地域福祉課の要望で議会に提案したものか 2.「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン ～再犯防止プログラムの活用～」の本市における運用にあたり感じている課題は何か。	1.本意見書は議員発として提案されたもので、地域福祉課の要望によるものではありません。 2.茨木市においては、当該プログラムを運用していないため、運用にあたっての課題をお答えすることは難しいところですが、性犯罪に限らず、再犯防止という観点から申し上げますと、市内で出所者・出院者の社会復帰を目的に活動しておられます”茨木地区更生保護協力雇用主会”さんからは、職に就いても同僚と馴染めなかったり、協力雇用主の業種に偏りがあるため職種が合わなかったり等の理由から、すぐに退職にしまうというお話を伺いますので、就労後の職場定着が課題の1つであると考えます。	地域福祉課